

◇ 本人及び同居家族を確認するための資料（細則20条1号）			
住民票（本籍・筆頭者・続柄・世帯全員）	援助申込みから3か月以内に発行されたもの	世帯人数が一人の場合、「世帯全員」の記載があれば「続柄」の記載がなくても可	
○ 外国人			
住民票（在留資格・在留期間・在留期間満了日）	援助申込みから3か月以内に発行されたもの	いずれか	
在留カード			
◇ 資力を確認するための資料			
○ 生活保護受給中の方以外（細則20条2号）			
資力申告書			
◇ 資力を証明する資料（細則20条3号）※1			
収入を証明する資料			
○ 生活保護受給中の方※2			
生活保護受給証明書	援助申込みから3か月以内に発行されたもの	いずれか	
生活保護（開始・変更）決定書	援助申込みから3か月以内に発行されたもの		
生活保護受給者証	現状を反映しているもの		
○ 給与生活者			
給与明細、賞与明細		いずれか提出しやすいもの。 どれか一つで確認できない場合は、複数を提出していただき、確認する。	
給与明細	直近2か月分		
賞与明細	直近のもの		
源泉徴収票	直近のもの		
課税（所得）証明書	直近のもの		
非課税（所得）証明書	直近のもの		
○ 自営業者			
確定申告書の写し	直近1年分。e-Taxの場合は受付結果（受信通知）を添付いただく。	いずれか	
課税証明書			
○ 年金受給者 ※基礎年金番号の記載がないもの			
公的年金受給証明書類			
年金振込通知書	直近のもの	いずれか	
年金支払通知書	直近のもの		
年金証書	直近のもの		
○ 無職			
非課税（所得）証明書	直近のもの		
失業給付関係書類			
雇用保険受給者証明書		雇用保険の受給がある場合、いずれかを提出いただく	
離職票			
解雇通知			
資産を証明する資料			
固定資産評価証明書	必要に応じて不動産全部事項証明書を提出いただく。	いずれか	
固定資産税納税通知書	必要に応じて不動産全部事項証明書を提出いただく。		
◇ 割賦償還に用いる口座に係る資料（細則20条4号）※3			
○ 生活保護受給中又はセンター指定のWeb口座登録受付サービスへの登録手続を完了した場合以外			
自動払込利用申込書兼預金口座振替依頼書の写し		いずれか	
口座情報が確認できる書類の写し			
通帳の写し（キャッシュカードの写し）			
インターネットバンキング等の画面等の写し			
◇ 事案を確認するための資料書類（勝訴の見込みを判断するために必要な範囲で提出を求める。ただし「＊」は必須とする。）			
多重債務事件	＊ 債務一覧表		
交通事故事件	交通事故証明書、診断書		
医療過誤事件	診断書		
被告事件など	訴状の写し		
離婚事件	＊ 戸籍謄本（被援助者が被告の場合、訴状の提出があれば戸籍謄本は不要）		
不動産、保全事件など	固定資産評価証明書、不動産全部事項証明書（オンラインによる「不動産登記情報」でも可）		
遺産分割事件	戸籍謄本		

※1【資力を証明する資料】提出することが困難な事情がある場合には、受任・受託予定者からの報告書又は申込者の資力を確認できるその他の書面の提出をもって代えることができます。

※2 世帯主（申込者と異なる）の氏名のみ記載されている資料は、申込者本人が生活保護を受給している疎明資料とはなりません。申込者本人の氏名が記載されている資料の提出が必要です。また、公費負担者番号・受給者番号がないものを提出してください。

※3 提出することが困難な特別の事情があるときは、支払方法登録届又は受任・受託予定者からの報告書の提出をもって代えることができます。